

平成 28 年 9 月 15 日  
大王製紙株式会社

## 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、当社元顧問である井川高雄氏（以下「元顧問」といいます。）より、平成23年10月28日付、及び平成26年10月28日付での二度の当社顧問からの解嘱について、それぞれ損害賠償等請求訴訟（以下、併せて「本件訴訟」といいます。）を提起されておりました。

この度、東京地方裁判所からの和解勧告に従い、平成28年9月15日付で裁判上の和解が成立したことにより、本件訴訟がすべて円満に解決しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

##### 1) 平成23年10月28日付解嘱に関する訴訟の経緯

当社は、平成23年10月28日付「特別調査委員会からの報告を踏まえた当社の対応について」においてお知らせしましたとおり、同日付で元顧問を当社の顧問から解嘱し、かかる事実を公表しました。

これにつき、元顧問から、当社及び当社社長に対し、名誉毀損を理由とする損害賠償等請求訴訟が東京地方裁判所に提起されておりました。

##### 2) 平成26年10月28日付解嘱に関する訴訟の経緯

平成24年10月1日付「井川高雄顧問の執務開始のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、平成23年10月28日付の顧問解嘱後、元顧問は、平成24年6月26日付顧問契約に基づき、当社の顧問に再度就任しておりました。その後、当社は、平成26年10月28日付「顧問の解嘱に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日付で元顧問を当社の顧問から解嘱し、かかる事実を公表しました。

これにつき、元顧問から、当社及び当社社長に対し、名誉毀損等を理由とする損害賠償等請求訴訟が東京地方裁判所に提起されておりました。

##### 3) 和解に至る経緯

本件訴訟の審理過程において、裁判所より和解勧告がなされましたが、同内容を慎重に検討した結果、和解の内容はこれまでの当社の立場と矛盾するものではないことから、当社は裁判所の勧告に従って元顧問と和解することとし、和解の合意に至りました。

## 2. 和解の内容

和解条項の主たる内容は以下のとおりです。

- ・当社ら(当社及び当社社長)は、元顧問が当社の発展及び拡大に多大な貢献をしたことに謝意を表する
- ・当社らは、元顧問が、平成23年9月に発覚した、当社会長(当時)の当社関連会社からの借入れによる損害の填補に貢献したことを認める
- ・当社らは、元顧問との間に紛争が生じたことに遺憾の意を表する
- ・当社と元顧問は、当社と元顧問との間の顧問契約がすべて円満に終了していることを確認する

なお、今回の和解により、当社及び当社社長から元顧問に対する損害賠償その他の金銭の支払がなされることはありません。

以 上